

令和3年9月14日

市政記者クラブ 様

健康福祉局高齢福祉部介護保険課  
担当：佐竹、竹中  
電話：972-2536・3493

健康福祉局障害福祉部障害者支援課  
担当：青島、河合  
電話：972-2557・2584

健康福祉局生活福祉部保護課  
担当：小川  
電話：972-2551

### 介護・障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

本市は、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)、名古屋市移動支援・地域活動支援事業者の登録に関する要綱(以下「移動支援要綱」という。)及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしましたのでご報告いたします。

#### 記

- 1 処分の対象となる事業者  
名古屋市中区に所在する営利法人

- 2 処分の対象となる事業所及び処分の内容

事業所	サービスの種類		処分の内容
名古屋市中区に所在する事業所	介護保険	訪問介護、 予防専門型訪問サービス	指定の一部効力の停止 (R3.9.15~10.14)
	障害福祉	重度訪問介護、居宅介護	指定取消
		移動支援	登録取消
	生活保護	訪問介護	指定の一部効力の停止 (R3.9.15~10.14)
名古屋市瑞穂区に所在する事業所	介護保険	地域密着型通所介護 予防専門型通所サービス	指定取消

3 本市に対する返還金額総合計（詳細は別紙1～3参照）

37,582,351円

	介護保険	障害福祉	生活保護	合計
名古屋市中区に 所在する事業所	335,941円	36,037,716円	0円	36,373,657円
名古屋市瑞穂区に 所在する事業所	1,194,274円	0円	14,420円	1,208,694円
合計	1,530,215円	36,037,716円	14,420円	37,582,351円

4 各法令等に基づく処分

(1) 介護保険法に基づく処分

別紙1のとおり

(2) 障害者総合支援法及び移動支援要綱に基づく処分

別紙2のとおり

(3) 生活保護法に基づく処分

別紙3のとおり

## 介護保険法に基づく処分

## 1 処分の内容

## (1) 名古屋市中区に所在する事業所

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部効力の停止	新規利用者の受入を停止する	令和3年9月15日から 令和3年10月14日まで
	介護給付費の請求の上限を7割とする	

## (2) 名古屋市瑞穂区に所在する事業所

決定した処分	効力発生日
指定取消	令和3年9月15日

## 2 処分の原因となる事実

## (1) 名古屋市中区に所在する事業所（訪問介護）

ア 管理者兼サービス提供責任者が、同居の家族である利用者に対して訪問介護を提供し、介護報酬を請求した。（介護保険法第77条第1項第6号に該当）

イ 一体的に運営している障害者総合支援法における重度訪問介護及び移動支援に関し、不正な行為が認められた。（介護保険法第77条第1項第10号に該当）

## (2) 名古屋市中区に所在する事業所（予防専門型訪問サービス）

一体的に運営している訪問介護並びに障害者総合支援法における重度訪問介護及び移動支援に関し、不正な行為が認められた。（介護保険法第115条の45の9第6号及び第7号に該当）

## (3) 名古屋市瑞穂区に所在する事業所（地域密着型通所介護）

ア サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを提供したと虚偽の書類を作成し、介護報酬を請求した。（介護保険法第78条の10第8号に該当）

イ 居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供時間より短い時間でサービス提供を切り上げていたにもかかわらず、計画通りの請求区分で介護報酬を請求した。（介護保険法第78条の10第8号に該当）

ウ 法人代表者の指示で管理者及び従業者が虚偽のサービス実施記録を作成したにもかかわらず、令和2年10月1日実施の監査において、指示したことはないと法人代表者が虚偽の答弁を行った。（介護保険法第78条の10第10号に該当）

エ 令和元年8月の更新にあたり、常勤ではない管理者を常勤であるとして虚偽の申請をし、指定の更新を受けた。（介護保険法第78条の10第11号に該当）

オ 一体的に運営している予防専門型通所サービスに関し、介護保険法第115条の45の9第5号に規定される違反をした。（介護保険法第78条の10第12号に該当）

(4) 名古屋市瑞穂区に所在する事業所（予防専門型通所サービス）

ア 令和元年 8 月の更新にあたり、常勤ではない管理者を常勤であるとして虚偽の申請をし、指定の更新を受けた。（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 5 号に該当）

イ 一体的に運営している地域密着型通所介護に関し、介護保険法第 78 条の 10 第 8 号、第 10 号及び第 11 号に規定される違反をした。（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号に該当）

3 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、不正利得返還金として、当該給付費の 40% を加算した額を返還するよう、本市が事業者に命じ、これを徴収します。なお、介護保険法が定める時効（2 年）にかかる場合、それ以前の給付費については、民法に規定される不当利得返還金として別途請求します。

(1) 名古屋市中区に所在する事業所

不正を行った期間	平成 30 年 3 月から令和 2 年 3 月まで
不正請求額 (A)	66,011 円
加算金 (B)	66,011 円 × 40% = 26,404 円
不当利得返還金 (C)	243,526 円
返還金額 (A+B+C)	335,941 円

(2) 名古屋市瑞穂区に所在する事業所

不正を行った期間	平成 31 年 3 月から令和 2 年 7 月まで
不正請求額 (A)	631,769 円
加算金 (B)	631,769 円 × 40% = 252,707 円
不当利得返還金 (C)	309,798 円
返還金額 (A+B+C)	1,194,274 円

(3) 本市に対する返還金額合計

(1) + (2) = 1,530,215 円

## 障害者総合支援法及び移動支援要綱に基づく処分

## 1 処分の内容

## (1) 名古屋市中区に所在する事業所（重度訪問介護、居宅介護）

決定した処分	効力発生日
指定取消	令和3年9月15日

## (2) 名古屋市中区に所在する事業所（移動支援）

決定した処分	効力発生日
登録取消	令和3年9月15日

## 2 処分の原因となる事実

## (1) 名古屋市中区に所在する事業所（重度訪問介護）

ア サービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表者自らがサービスを提供したと虚偽の書類を作成し、給付費の請求を行った。（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号及び第 10 号に該当）

イ 実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表者が令和 2 年 6 月 10 日及び同年 8 月 25 日実施の監査において、サービス提供をしたと虚偽の答弁を行った。（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号に該当）

ウ 一体的に行っている移動支援及び介護保険法における訪問介護に関し、不正な行為が認められた。（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号に該当）

## (2) 名古屋市中区に所在する事業所（居宅介護）

一体的に行っている重度訪問介護、移動支援及び介護保険法における訪問介護に関し、不正な行為が認められた。（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号に該当）

## (3) 名古屋市中区に所在する事業所（移動支援）

ア サービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表者自らがサービス提供したと虚偽の書類を作成し、給付費の請求を行った。（移動支援要綱第 8 条第 1 項第 4 号及び第 9 号に該当）

イ 実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、令和 2 年 6 月 10 日及び同年 8 月 25 日実施の監査において、サービス提供をしたと法人代表者が虚偽の答弁を行った。（移動支援要綱第 8 条第 1 項第 6 号に該当）

ウ 一体的に行っている重度訪問介護及び介護保険法における訪問介護に関し、不正な行為が認められた。（移動支援要綱第 8 条第 1 項第 8 号及び第 11 号に該当）

### 3 本市に対する返還金額

#### (1) 名古屋市中区に所在する事業所（重度訪問介護）

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、不正利得返還金として、当該給付費の40%を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

不正を行った期間	平成27年11月から令和2年5月まで
不正請求額 (A)	23,259,083 円
加算金 (B)	23,259,083 円×40%=9,303,633 円
返還金額 (A+B)	32,562,716 円

#### (2) 名古屋市中区に所在する事業所（移動支援）

不正を行った期間	平成26年8月から令和2年1月まで
不正請求額	3,475,000 円

#### (3) 本市への返還金額合計

(1) + (2) = 36,037,716 円

## 生活保護法に基づく処分

## 1 処分の内容

## 名古屋市中区に所在する事業所（訪問介護）

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部効力の停止	新規利用者の受入を停止する	令和3年9月15日から
	介護給付費の請求の上限を7割とする	令和3年10月14日まで

## 2 処分の原因となる事実

## 名古屋市中区に所在する事業所（訪問介護）

他の法令違反（生活保護法第54条の2第5項により読み替えて準用する同法第51条第2項第8号に該当）

管理者兼サービス提供責任者が、同居の家族である利用者に対して訪問介護を提供し、介護報酬の請求を行った。（介護保険法第77条第1項第6号に該当）

重度訪問介護において、サービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表者自らがサービスを提供したと虚偽の書類を作成し、給付費の請求を行った。（障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第10号に該当）更に、実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表者が令和2年6月10日及び同年8月25日実施の障害者支援課による監査において、サービス提供をしたと虚偽の答弁を行った。（障害者総合支援法第50条第1項第7号に該当）

## 3 2以外の事業の生活保護法に基づく指定介護機関の取扱いについて

## (1) 名古屋市中区に所在する事業所（予防専門型訪問サービス）

生活保護法第54条の2第4項により介護保険法の規定による指定の一部の効力の停止があったときは、その該当する期間において生活保護法による指定の効力（介護保険法による指定の効力が停止された部分に限る）を停止します。

## (2) 名古屋市瑞穂区に所在する事業所（地域密着型通所介護、予防専門型通所サービス）

生活保護法第54条の2第3項により介護保険法の規定による指定の取消しがあったときは、生活保護法による指定の効力を失います。

生活保護法において、平成26年7月1日以降に介護保険法で指定を受けた事業者は、特段の申出がない限り、生活保護法による指定介護機関として指定され、介護保険法による指定の効力（停止及び取消を含む。）が適用されます。

「1 処分の内容」の名古屋市中区に所在する事業所の訪問介護につきましては、該当年月以前に生活保護法による指定を受けている指定介護機関であるため、生活保護法による処分を決定しています。

#### 4 本市に対する返還金額

名古屋市瑞穂区に所在する事業所について、介護保険課の実施した監査の結果、介護報酬の不正請求（介護保険法第78条の10第8号に該当）を行っていたことが認められたため、該当する生活保護法による介護扶助費（以下「扶助費」という。）について、生活保護法第78条第2項により当該扶助費の40%を加算した額の返還を名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

##### 名古屋市瑞穂区に所在する事業所

不正を行った期間	令和元年4月から令和2年2月まで
不正請求額(A)	10,300円
加算金(B)	10,300円×40%=4,120円
返還金額(A+B)	14,420円